

介護職員基礎研修講座学則

1 開講目的

近年の高齢化社会現象において、介護支援は欠く事の出来ない現実です。それを考える時、どうしても介護職員数不足が将来問題になるほど深刻になると考えられます。そこで当学園の介護福祉科による高度な介護職員基礎研修講座を開講し、より多くの介護職員を養成する事を目的とします。

2 研修事業の名称

学校法人明德学園介護福祉科介護職員基礎研修講座

3 実施場所

講義・演習・会場 山形市旅籠町3丁目2-14 学校法人明德学園校舎内

4 研修期間

平成23年6月15日(水)～12月14日(水)

講義・演習・実習 600時間

5 研修カリキュラム

別紙添付

6 開講時間

始業9:10～15:20 1日:60分授業×5校時

土、日、祝日は休校日とする。

7 研修修了の認定方法

介護職員基礎研修修了の認定方法は次のとおりとし、修了相当と認定された者については、修了証を交付する。

- (1)講義の修了評価については、筆記試験により行うこととする。
- (2)演習の修了評価については、実技試験を実施することにより行うこととする。
- (3)実習については、各実習先からの実習報告書により確認し評価を行う。
- (4)評価評定については、100点満点とし、A(80点以上)・B(70点から79点)
・C(60点から69点)・D(60点未満)の4段階に区分し、評価する。
D評価の者については再試験を実施する。

8 受講資格

山形県在住の方、又は、ハローワークに求職中の方

9 受講手続

- ①指定の申込み用紙に必要事項を記入のうえ、期日まで申し込むこと。
- ②書類選考のうえ、受講者を決定し、受講者あてに通知する。

10 受講料、実習費

- ①受講料 360,000円 (ハローワーク求職者で基金訓練受講者は無料)
- ②テキスト代 実費

11 募集人員

20名

12 使用するテキストの名称

長寿社会開発センター出版『介護職員基礎研修テキスト』

13 科目の免除

山形県介護員養成研修事業者指定に関する要綱 別紙4の第2（1）により科目を免除する

14 補講の方法

研修の一部を欠席したものでやむを得ない事情があるものについては当方で実施する。
（1 1月からの研修で補講する）実習は補講修了後に実施する。なお補講に係る受講料として1時間につき2,000円徴収する。

15 修了者の管理

修了者は修了者台帳に記載し、知事に報告する。また、修了証明書を紛失した場合には申し出により実費で再発行を行う。

16 修了証の交付

- (1) 本校は修了者について、修了証明交付簿で管理する。また、山形県知事に指定された様式に基づき報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合、修了者の申し出により再発行を行なうことができる。その際に、修了者から「修了証明再発行申請書」を提出させることとする。

17 個人情報管理

本校は、当該研修における個人情報について、学校法人明德学園介護福祉科の定めるところによる個人情報管理の基本方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に管理を行なうものとする。

18 その他研修実施にかかる留意事項

受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外してはならない。

19 情報開示

事業所情報・介護職員基礎研修実施概要等の情報公開については、学校法人明德学園 介護福祉科のホームページで公開する。

ホームページアドレス <http://www.yamagatameitoku.ac.jp/>

20 学則の施行日

この学則は、平成23年6月1日から施行する。